

学生生活

1. 学年・ゼミ

○キャリア開発総合学科ゼミ担任

梅津ゼミ	梅津裕子
金澤ゼミ	金澤千晶
川辺ゼミ	川辺博
齋藤(美)ゼミ	齋藤美香
齋藤(尚)ゼミ	齋藤尚志
相良ゼミ	相良奈津
関根ゼミ	関根俊二

高間ゼミ	高間章
永野ゼミ	永野篤
丸山ゼミ	丸山穰
村上ゼミ	村上航士
山川ゼミ	山川奈美
吉田ゼミ	吉田正

○保育学科学年担任

1年	2年
岩淵摂子	金野麻衣

各学年・ゼミからは学生会委員、大学祭実行委員、仏教青年会委員、生協総代等を選出します。

※専任の先生は週1回、非常勤の先生は授業ごと教室にて、または授業日の授業時間の付近であれば1F講師室にて、それぞれオフィスアワーを設けてあります。

(*オフィスアワー：その時間帯は教員が学内にいて、電話や来訪での相談にのる時間)

2. 修学支援制度（担当窓口・学生課）

① 高等教育の修学支援新制度について

【支援内容】①授業料等減免制度 ②給付型奨学金の支給

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

※年度途中（10月分～）支援区分の見直しが入るため、後期（10月）より、減免額と給付額が変更されることがあります。

◇授業料等減免

以下のとおり世帯の収入に応じて授業料等の減免を実施

区分	聖和学園短期大学	
	入学金	授業料
第Ⅰ区分	250,000円免除	620,000円免除
第Ⅱ区分	166,700円免除	413,400円免除
第Ⅲ区分	83,400円免除	206,700円免除
第Ⅰ～Ⅳ区分（多子世帯）	250,000円免除	620,000円免除
多子世帯		

◇給付型奨学金

- ・日本学生支援機構が各学生に支給
- ・学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を支給

(給付型奨学金の給付額 (月額) (住民税非課税世帯))

区分		自宅通学	自宅外通学
短期大学	第Ⅰ区分 (多子世帯も同様)	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分 (多子世帯も同様)	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分 (多子世帯も同様)	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	9,600円 (10,700円)	19,000円
	多子世帯	0円	0円

※貸与型、第一種奨学金を受給している人は、給付型奨学金の区分によって減額されることがあるので注意してください。

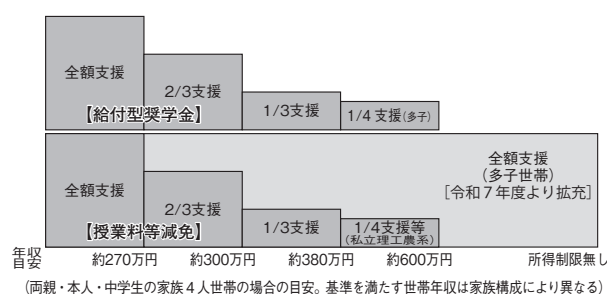
- ・ 1. 生活保護世帯 (受けている扶助の種類を問いません。) で自宅から通学する人及び児童養護施設等 (※) から通学する人等は、上表のカッコ内の金額となります。
- ・ 2. 自宅通学とは、学生が生計維持者 (父母等) と同居している (またはこれに準ずる) 状態のことをいいます。進学届提出時に「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要です。
- ・ ※ [児童養護施設等] とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設 (情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム) を行う者、小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) を行う者、里親を指します。

【住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生】

両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。
基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。

〈支援対象〉

- ・ 多子世帯支援：扶養する子の数が3人以上である世帯対象



支援を受けるにあたって大切なこと

支援対象者としての自覚をもって、しっかり勉学に励みましょう。

本制度は、公費による支援であることを踏まえ、在学中には、その学修の状況に一定の要件を課し、これに満たない場合には直ちに支援を打ち切ることとしています。

「廃止」の基準 (支援の打ち切り)

- ・ 退学・停学 (無期限又は3か月以上の者に限る) の処分を受けた場合
- ・ 修業年限で卒業できないことが確定した場合
- ・ 修得単位数が標準の5割以下の場合
- ・ 出席率が5割以下など学修意欲が著しく低いと本学が判断した場合
- ・ 連続して次の警告を受けた場合

次のいずれかに該当する場合には、支援は継続しますが、学業成績の向上に努力するよう指導する「警告」を行います。なお、連続して警告を受けた場合にも打ち切りとなります。

「停止」の基準

- ・ 2回連続して「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみの者。

※上記に該当する者については「停止」の認定とし、「停止」後最初の適格認定 (学業) において「継続」相当の成績だった場合、次の学年 (2年以下の課程・高等専門学校の場合は次の半期) から「再支援」(復活) することが可能。

「警告」の基準

- ・修得単位数が標準の6割以下の場合
 - ・GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合（斟酌すべきやむを得ない事情がある場合を除く）
 - ・出席率が8割以下など学修意欲が低いと本学が判断した場合
- なお、次に該当する場合には、支援が打ち切りとなった上で、返還（授業料等の減免の場合は授業料等）が必要となります。

返還が求められる場合

- ・学業成績が著しく不良な場合（災害・傷病等のやむを得ない事由がある場合は除く）
- ・退学・停学（無期限又は3か月以上の者に限る）の処分を受けた場合

② 日本学生支援機構奨学金（貸与型）

日本学生支援機構の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないように支援することを目的として国が実施する制度です。

◇第一種奨学金（無利子）

貸与月額 自宅通学者 20,000円・30,000円・40,000円・53,000円
自宅外通学者 20,000円・30,000円・40,000円・50,000円・60,000円

◇第二種奨学金（有利子）

貸与月額 20,000円から120,000円までの1万円単位の金額の中から選択できます。

◇入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

貸与額 100,000円から500,000円までの10万円単位の金額の中から選択できます。

募集期間（定期採用）：4月

（家計急変、災害等で学資に困ったときは、緊急・応急採用がありますので相談してください。）

選考：推薦基準（学力基準・家計基準等）を満たしている奨学金申請者の中から選考のうえ、機構に推薦します。機構では、申請内容を審査し採用を決定します。

◎詳しくは、入学後奨学金を希望する方対象に説明会がありますので必ず出席してください。

③ 宮城県保育士修学資金貸付事業（令和7年度実績）

1. 貸付対象者

次の全てを満たす学生が対象となります。貸付の期間は1年ごとです。

- (1) 保育士養成施設に在学し、県内に住民登録をしている（養成校に入学する前月まで1年以上県内に住民登録をしていた方も可）または県内の養成施設に在学している
- (2) 優秀な学生であって、かつ世帯の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる
- (3) 他都道府県が実施する保育士修学資金を借り受けていない
- (4) 卒業後は、県内の指定施設にて保育士として業務に従事する意思を有する

2. 貸付金額と利子

修学資金：月額5万円以内（総額120万円以内）

入学準備金：20万円以内

就職準備金：20万円以内

※その他、生活保護受給世帯等は生活費加算を受けることが可能です。

利子：無利子

3. 貸付金返還の免除

卒業後、1年以内に保育士登録を行い、宮城県内の保育所等の指定施設において5年間（過疎地域で従事した場合は3年間）継続して保育士として業務に従事したときに貸付金の返還が免除されます。

※他県でも同様の制度を設けています。詳しくは学生課に照会してください。

◎本貸付事業を希望する学生は、説明会がありますので、出席してください。

※「高等教育の修学支援制度」を利用する場合、修学に必要な金額から授業料等の減免額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合のみ保育士修学支援貸付制度の利用が可能となります。

※条件を全て満たしたとしても、宮城県の財政によって対象とならない場合もあります。

④ 本学の修学支援制度

1. 人物・学業ともに優れていて経済的に困難な状況にある学生（留学生を含む）に対し、授業料を減免する制度があります。前期・後期それぞれ説明会がありますので必ずお集まりください。（申請書類等配付）申請後書類審査、面接（ゼミ担任）、会議を行い採用を決定します。
2. 自然災害により被災した学生に対し「授業料」の減免措置を行います。（入学時のみ）
3. 成績優秀者、所定の検定合格者等に対し奨励金を給付します。
4. 海外での語学、ボランティア研修に必要な経費を支援します。

⑤ 同窓会奨学金

学生で学業優秀者に対し、同窓会より奨学金が給付されます。

⑥ (株) オリентコーポレーション (オリコ) との提携による「学費サポートプラン」

(株) ジャックスとの提携による「ジャックスの教育ローン」

学納金をオリコまたはジャックスが立て替えて短期大学に納付し、学費負担者は分割して払い込む制度です。簡単な書類を添えて申し込むと極めて短期間で利用の可否が判明します。詳しくは下記までお問い合わせください。

オリコ 0120-517-325

ジャックス 0120-338-817

※利用者には、本学在学期間中の利子補給を行う制度があります。総務課に照会してください。

3. 保険について

◇傷害総合保険〈全学科全学生加入済〉

短大の学生生活に限らず日常生活での傷害、賠償事故を総合的に補償する保険で、次のような補償内容となっています。なお、詳しい補償内容は合格時に配付した「聖和学園短期大学学生総合補償制度のご案内」をご覧ください。

- ① 傷 害 交通事故や旅行中、スポーツ中に、学生本人がケガをして、入院・通院したとき。
- ② 個人賠償 日常生活中に、他人をケガさせたり、他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負ったとき。
- ③ 学業費用 扶養者が万一の事故によるケガで亡くなったり重度後遺障害を被られたとき、学資費用（授業料等）を援助。
- ④ 緊急費用 ご両親や兄弟姉妹が万一の事故によるケガで亡なられたとき、緊急に必要な費用を補償。

※事故が起こった場合は本人、または家族が取扱代理店に連絡してください。

※取扱代理店 損保ジャパンパートナーズ

平日 022-796-7202

夜間・土・日・祝日 事故サポートセンター

0120-727-110

4. 保健管理センター

保健管理センターは、学生のみなさんが健康な学生生活を送れるようにサポートするところです。本センターは1号館の事務室向かい、学生相談室の隣にあります。

利用時間 ・月～金 8：30～12：40

13：40～17：30

・土 取扱はしません

① 定期健康診断

定期健康診断は、学校保健安全法に基づき年1回実施することが定められています。本学では、全学生を対象に毎年4月に実施しています。受診しない場合は、就職試験を受ける際に必要となる「健康診断証明書」の発行ができませんので、必ず受けてください。また、期日を過ぎた場合は、自己負担での受診となります。

〈定期健康診断検査項目〉

検査項目	1年次		2年次	
	キャリア開発 総合学科	保育学科	キャリア開発 総合学科	保育学科
胸部レントゲン	○	○	○	○
尿	○	○	○	○
視力	○	○	○	○
身長、体重	○	○	○	○
医師診察	○	○		
血圧	○	○		
心電図	○	○		
血液（貧血）	○	○		
血液（脂質）	○	○		
血液（HBs抗原）	○	○		
聴力		○		
麻疹、風疹抗体		○		○

② 健康相談

体調不良や悩みを抱えて困った場合は、個別に相談に応じます。プライバシーを守って対応します。

電話 022-376-8253 メール hoken.soudan@seiwa.ac.jp

③ 応急処置

学内で怪我をしたり、急に体調が悪くなった時は、応急処置を行っています。ただし、アレルギーの問題がありますので、内服薬は置いていません。常用している薬がある方は、ご自分で準備してください。また、医師の診察が必要と判断した場合には、医療機関を紹介します。

④ マイナンバーカード、体温計の準備について

怪我や病気などで診療を受ける場合は、マイナンバーカード（または資格確認書）が必要です。これらを提示しないと医療費の全額を自費で支払うことになります。日頃から、マイナンバーカード（または資格確認書）を携帯するようにしましょう。

体温計を準備し、日々の体調管理に努めてください。

⑤ セルフアセスメントコーナー

保健管理センター内に、血圧、体重が測定できるセルフアセスメントコーナーを設置しています。日頃の健康管理にご活用ください。

⑥ 感染症について

○「学校において予防すべき感染症」は、学校保健安全法で決められた期間、出席停止と定められています。万が一、「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、通学せず、すみやかに大学へ電話で連絡してください。

○通学再開には、「治癒証明書」(P113)の提出が必要です。

※新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザは、治癒証明書の提出は必要ありません。

○「治癒証明書」のもらい方

- ・(P113)の治癒証明書をコピーして受診先に持参し、記入してもらいます。
- ・短大HPからも印刷可能です。(「在学生の方へ」→「学生生活」→「治癒証明書(P113)」)

○記入済みの治癒証明書は、通学時に保健管理センターに提出してください。

〈学校において予防すべき感染症の主な疾患 学校保健安全法施行規則18条〉

- | | |
|-------|---|
| (第1種) | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ |
| (第2種) | インフルエンザ〔特定鳥インフルエンザを除く〕、百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| (第3種) | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜、その他 |

◆海外へ渡航される方は、感染症に注意しましょう。

事前に渡航先の感染症に関する情報を収集し、必要な準備を行ってください。帰国後に発熱、下痢などの症状が出た時は、早めに最寄りの保健所や医療機関へ相談してください。渡航先の感染症情報、注意事項については下記をご参照ください。

- ・厚生労働省検疫所(FORTH) <https://www.forth.go.jp/index.html>
- ・外務省海外安全HP <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・宮城県HP「海外に渡航される方へ」
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/kaigaitoko-tyuikanki.html>

5. 進路相談室、学生相談室

本学1階に進路相談室、学生相談室を設けております。学生相談室は、週2回、メンタルヘルスカウンセラーによる相談も実施しております。プライバシーは、守ります。気軽にいらしてください。

進路相談室 022-376-8204 メール soudansitu@seiwa.ac.jp

学生相談室 022-376-8254 メール gakusei.soudan@seiwa.ac.jp

どちらの相談室もオンラインによる申込、オンライン面談も可能です。

進路相談室は平日10:00~17:30、学生相談室は月・木曜日9:30~15:30の開設です。

6. セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等について

他者を不快にさせる性的言動による人権侵害をセクシャル・ハラスメント、優越的な地位を利用した不適切な言動による人権侵害をパワー・ハラスメントといいます。本学では、このようなハラスメントの防止に取り組んでいますが、このような人権侵害が生じたと感じたら「学生相談室」か「保健管理センター」などに相談してください。プライバシーは守って対応します。

7. 障がいのある学生に対する修学等の支援について

本学では「障がいのある学生への支援に関するガイドライン(P135)」および、「障がいのある学生への支援に関する基本方針(P136~)」を策定し、障がいのあることを理由として、授業や学校行事への参加など学修機会が失われることがないように修学等の支援を行っています。身体的障害、発達障害等の理由により、修学や学生生活において支障を感じたり相談したい場合は、保健管理センターまで申し出てください。

治癒証明書

担当医 様

聖和学園短期大学 学長

本学学生より「学校保健安全法施行規則 第19条」で定めるところによる学校感染症の届け出がありました。本学として下記学生の状態を把握したいと思います。お手数ですが、下記のご記入をお願いいたします。なお、御高診の結果「診断書」が必要と思われる場合には、本人了解の上、診断書記載をお願いいたします。

○受診者学科・氏名等

(枠内は、受診前に本人が記入)	
聖和学園短期大学 _____	学科 _____
学 籍 番 号 _____	
氏 名 _____	

○疾患名

- 第1種 ()
- 第2種 百日咳・麻しん(はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・
風しん(三日はしか)・水痘(水ぼうそう)・咽頭結膜熱・
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第3種 腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎(はやり目)・
急性出血性結膜炎・他
- その他 ()

「上記の病気が治癒しましたので、登校を許可します」

年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

8. 図書館

◇施設の概要

一般的な教養を高める図書と両学科の専門分野に関する図書が充実しています。雑誌や小説などの図書、DVDなどの視聴覚資料も豊富です。眺めの良い落ち着いた閲覧席、インターネット検索やレポート作成に使えるパソコン、グループ活動をするための空間「ラーニング・コモンズ」があります。図書館は、本学の教育・学術研究を支える重要な基盤です。本学の教職員、学生の教育・研究のための情報支援サービスを行っています。図書館の場所は2号館1階です。

① 蔵書数

約75,000冊

図書の他に、視聴覚資料、研究紀要、雑誌、新聞など多数。

② 開館時間

平日… 8：40～17：20

学校行事等の都合により開館日を変更する場合があります。

③ 休・閉館

- (1) 土曜日・日曜日・祝日・本学の創立記念日
- (2) 本学の諸行事、及び長期休暇で全館閉鎖となる日
- (3) 蔵書点検日（臨時的休・閉館日は掲示板でお知らせします。）



図書館キャラクター
ぶっくん（仏くん）

◇利用について

① 入館

図書館に入館するときは、次のことを守ってください。

- 館内では静粛を保ち、他の利用者に迷惑をかけないように心掛けてください。
- 携帯電話等はマナーモードに設定してください。撮影は原則禁止しています。
- 学生証を持参してください。（貸出の際に必要です。）
- 図書館入口にロッカーを設置していますので、どうぞご利用ください。（貴重品は身につけて入館してください。）
- 入館時に、カウンターにある「入館閲覧券」をボックスの中に入れてください。

② 閲覧及び検索

一般書架及び移動式書架から自由に本を取り出して閲覧できます。

パソコン、スマートフォン等で蔵書検索もできます。館内での閲覧後は元の場所に戻してください。

③ 貸出

貸出には、次のような規定があります。厳守の上、利用してください。

- (1) 館外利用を希望する場合は、借りたい図書に学生証を添えて司書に申し込んでください。手続き後、司書が「返却期限票」を渡しますので、期日を確認してください。
- (2) 貸出の冊数と期間は表の通りです。（貸し出しできる図書には、雑誌のバックナンバーも含まれます。）

種別	冊数	期間
通常貸出	3冊	1週間
長期貸出	10～15冊	夏季・冬季休暇中（前後1週間を含む）
特別貸出	5冊＋紙芝居2点	学外実習期間
	10冊	卒業論文期間の1ヶ月間

(3) 次の資料の貸出は行いません。

- ・新聞・雑誌の最新号
- ・紀要・指定図書・貴重図書

- ・「禁貸出」及び「館内」ラベルの貼られている資料
 - ・視聴覚資料はカウンターで借りて、専用ブースでの館内視聴となります。
- (4) **予 約**…貸出中の図書については、貸出の予約を受け付けています。カウンターに申し出てください。
- (5) **延 長**…貸出中の図書を引き続き利用したい時も、一旦返却してください。予約者がいなければ、延長の手続きをとることができます。

④返 却

返却するときは、次の手続きに従ってください。

- (1) 貸出を受けた図書をカウンターに返却してください。
- (2) 開館時間外に返却する時は、図書館入口の返却ポストに入れてください。
- (3) 返却が遅れると、他の利用者に迷惑が掛かりますので期日は厳守してください。なお、返却期間を過ぎた場合は、返却されるまで新たな貸出はできません。
- (4) 病気等やむを得ない事情で期限内に返却できない時は、電話その他の方法で図書館までその旨をご連絡ください。(図書館 022-376-8257)
- (5) 貸出を受けた図書や資料を紛失・汚損した場合は、届出の上現物又は時価で弁償してください。

⑤ 文献の複写

館内備付けのコピー機を蔵書の複写に使用できます。(1枚10円)

著作権法に許される範囲でコピーが可能です。

⑥ 希望図書 (リクエスト)

購入を希望する図書がある時は、備付けの「購入希望図書申込用紙」に記入し、カウンターに申し込んでください。

※更に詳しい事は「図書館利用のしおり」をご覧ください。

9. 通 学

通学は、徒歩あるいは自転車以外は、市営バス・地下鉄を利用するのが便利です。

◇市 営 バ ス

市営バスは3つの経路があります。

- ① 仙台駅発
- ② 仙台駅発 (②-A・B)

①-北仙台経由、②-A-貝ヶ森経由、②-B-南吉成経由

- ③ 泉中央駅発

仙台駅前から、①と②の2経路のバスが出ています(乗り場が隣)が、②の「貝ヶ森・国見ヶ丘」の帰路は、バスプールではなく、道路(市道)側になります。

泉中央駅から③の経路のバスが出ています。

◎バス乗車マナーについて お互いに注意し守りましょう。

1. バスの中で**飲食・化粧は厳禁**
2. 一般の方も利用しますので**会話は最小限に**しましょう
3. **携帯電話の使用禁止**
4. 荷物はひざの上か足元に
5. **割り込み乗車も厳禁**

「学都仙台フリーパス」および「せんだいバスFREE+」について

何回でも、どの路線でも乗り降り自由な「学都仙台フリーパス」の内容は次のとおりです。

○種類、期間（仙台市交通局のみ）

(1)市バスのみ	1ヵ月：5,970円	3ヵ月：17,910円	6ヵ月：35,820円
(2)地下鉄（南北線または東西線）	1ヵ月：6,990円	3ヵ月：20,970円	6ヵ月：41,940円
(3)地下鉄全線（南北線+東西線）	1ヵ月：8,390円	3ヵ月：25,170円	6ヵ月：50,340円
(4)地下鉄（南北線または東西線）+市バス	1ヵ月：11,140円	3ヵ月：33,420円	6ヵ月：66,840円
(5)地下鉄全線（南北線+東西線）+市バス	1ヵ月：12,330円	3ヵ月：36,990円	6ヵ月：73,980円

※学都仙台フリーパスと宮城交通・ミヤコーバスの区間の定期券は、別々の定期券です。

(6)パスの期間はいずれも1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月の3種類。新規購入・継続は14日前から購入可。

○購入方法

(1)市内の定期券売り場で次の書類を提出して購入

①学生証

②継続購入の場合は旧パス

一旦期限が切れた場合も継続扱いとして購入できます。

○利用上の注意事項

(1)学都仙台フリーパスは記名式となり、記名された本人以外の使用や譲渡はできません。

(2)期限切れになる前に継続購入しましょう。

○パス利用者への助成金について

聖和短大では、学生の交通事故防止、費用負担の軽減、環境保護への取組を積極的に支援するため独自に助成金を支給します。

(1)購入金額の3割相当（5,970円に対して1,500円）を助成金として支給します。

(2)このため助成金確認資料となる購入したパスのコピーを必ず保管しておいてください。

(3)総務課窓口にかかれた申請用紙にパスのコピーを貼り、提出してください。

何回でも、乗り降り自由な「せんだいバスFREE+」の内容は次のとおりです。

○種類、期間

1ヵ月：8,000円 3ヵ月：24,000円 6ヵ月：48,000円

○購入方法

以下の各売り場で次の書類を提出して購入

- ・宮城交通の仙台駅前案内所
- ・地下鉄長町南駅乗車券発売所の宮城交通窓口
- ・地下鉄泉中央駅乗車券発売所の宮城交通窓口
- ・宮交仙台高速バスセンター

①定期乗車券購入申込書（学生課に申込）

②学生証

③継続購入の場合は旧パス

○利用上の注意

本パスでの乗り放題は以下の路線に限ります。

①宮城交通の仙台市に関わる路線（乗車・降車停留所のどちらかが仙台市内であること）

②仙台市営バス全路線

○パス利用者への助成金について

聖和短大では、学生の交通事故防止、費用負担の軽減、環境保護への取組を積極的に支援するため、独自に助成金を支給します。

(1)購入金額の3割相当（8,000円に対して2,400円）を助成金として支給します。

(2)このため助成金確認資料となる購入したパスのコピーを必ず保管しておいてください。

(3)総務課窓口にかかれた申請用紙にパスのコピーを貼り、提出してください。

◇自家用車

通学には公共交通機関の利用を原則としていますが、やむを得ない事情であると判断した場合は、自家用車での通学を許可しています。駐車許可に関する手続きを行い、指定された場所に駐車してください。

<注意事項>

近隣への迷惑行為や、お店等のお客様用駐車場に駐車するなどの行為を行った場合、学生の処分に関する規程に基づき懲戒の対象となることがあります。

I. 半期（6か月）毎に使用する場合

<使用要件・手続き>

- ・駐車場使用料は6か月間で3,000円、3か月間で1,500円です。
- ・学生課窓口で配付する「自家用自動車通学許可申請書」（以下、申請書という。）を添付書類とともに提出してください。
- ・許可願の申請は原則4月と9月です。
- ・駐車時は、「駐車許可証」をフロントガラス近くの外から見える位置に置いてください。

申請時の提出書類

- 申請書（駐車場使用料3,000円（半期分）を証紙券売機で購入し貼付してください）
- 添付書類（1）運転免許証の写し
（2）誓約書・保証人（自筆）の同意書
（3）任意保険証の写し

*提出書類の記載事項に変更がある場合は、7日以内に学生課窓口申し出てください

II. 1日単位で使用する場合（臨時駐車）

<使用要件・手続き>

- ・駐車場使用料は、1日200円です。
- ・駐車前に、駐車使用料200円の証紙を券売機で購入し、学生課窓口で「臨時駐車許可願」の申請を行い、駐車場所の指示を受けてください。
- ・駐車時は、「駐車許可証」をフロントガラス近くの外から見える位置に置いてください。

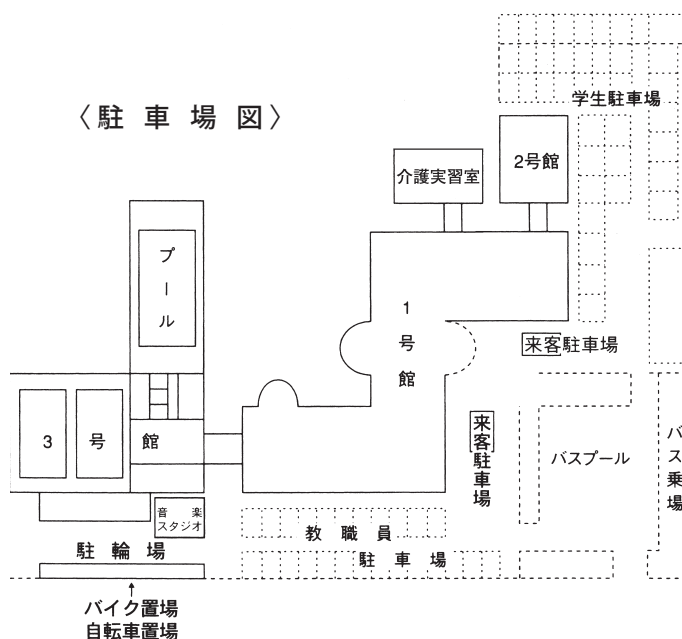
<注意事項>

- ・無断駐車が発覚した場合、タイヤにロックをかけ罰金（1,000円）を求められることがあります。

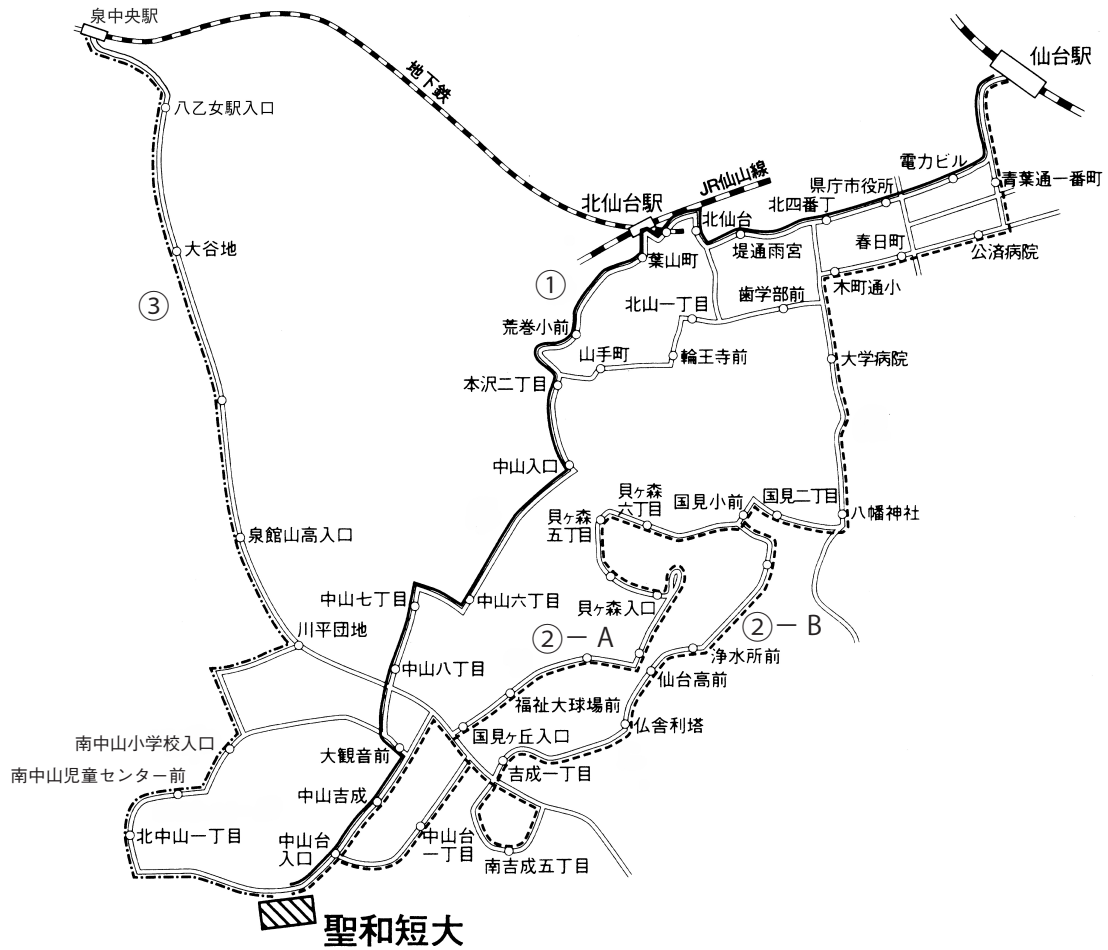
◇バイク・自転車通学

学生課窓口で「駐輪場登録票」を提出し、登録後に駐輪場を利用できます。（無料）
駐輪登録番号を発行しますので、指定の場所（後輪泥除け上）に貼付してください。
所定の駐輪場（スタジオ響裏側）には、整然と通路にはみださないように駐輪してください。

◎駐車場内及び駐輪場内でのトラブルや事故の処理について、原則、本学は関知しません。しかし、不測の事態が生じたときには、速やかに報告してください。



市営バス路線略図



- ①仙台駅前(19番乗場) 発
- ②仙台駅前(13番乗場) 発
- · - · - ③泉中央駅(1番乗場) 発

①仙台駅前・19番乗場 —— (泉ビレジ行き) — 電力ビル前 — 県庁市役所前 — 堤通雨宮町 — 葉山町 — 荒巻小前 — 本沢二丁目 — 中山六丁目 — 大観音前 — 聖和短大

②仙台駅前・13番乗場 — A 国見ヶ丘・中山台線 — 青葉通 — 一番町 — 春日町 — 大学病院 — 八幡神社 — B 南吉成・中山台実沢営業所 — 国見ヶ丘 — 国見ヶ丘一丁目 — 中山台一丁目 — 聖和短大 (帰路は短大道路側乗場) — 国見ヶ丘 — 国見ヶ丘一丁目 — 中山台一丁目 — 聖和短大

③地下鉄泉中央駅・1番乗場 (聖和短大行き) — 八乙女駅入口 — 川平団地 — 南中山児童センター前 — 北中山一丁目 — 聖和短大

10. アパート、アルバイト、マイナンバーについて

◇アパート

本学では、下記の業者にアパート等の紹介を依頼しています。

○ みやぎインターカレッジコープ	本学売店	☎ (022) 344-9030
○ 中山不動産	仙台市青葉区中山五丁目19-10	☎ (022) 278-9151
○ (株)ベストハウジング	仙台市青葉区昭和町5-29	☎ (022) 725-4161
○ (株)平和住宅情報センター	仙台市青葉区中央三丁目10-12	☎ (022) 723-3311
○ (株)共立メンテナンス (学生会館)	仙台市青葉区本町二丁目2-3	鹿島広業ビル6F ☎ (022) 223-2655

住所変更が生じた時は、所定の「住所変更届」を担任の認め印を受けた上で学生課に提出してください。また、アパート生活をする上では次のことに注意してください。

① 居住する町内会の一員としての責任とマナーを必ず守ること。

- ・決められているゴミを出す日、出す場所をきちんと守る。ゴミの分別についても定められた通りにする。
- ・友達と大声で騒いだり音楽等のボリュームを大きくして他の住人の生活を妨げないこと。
- ・町内会の行事（ゴミの置場の掃除等）には、進んで参加する。

② 防犯対策をとること。

- ・戸締りをきちんと行い、ドアチェーンをかける。（風呂場、ベランダ、天窓など特に注意、2階以上でも危険）
- ・洗濯物は外から見えないように工夫を。
- ・女性の一人暮らしであることを外から分からないように気をつける。
- ・夜遅く出歩かない。

③ 来訪者への対応に気をつけること。

- ・ドアを開けず（チェーンロックなどして）訪問の目的をはっきり聞く。
- ・応じる必要のない時は、はっきりと断る。
- ・迷うときは、一人で決めずに家族、担任や学生課に相談する。

◇アルバイト

アルバイトは、学業に支障をきたさないよう仕事の内容・勤務の時間帯・週何回か等をよく考えて行ってください。

学生課では、求人依頼が来た場合には、依頼主・職種・勤務時間・待遇等を確認し、学生のアルバイトとして適当と思われるもののみを掲示します。

なお、いったん引き受けた仕事については就業条件を守り、無断欠勤など無責任な行為はしないことや帰宅時間が遅くならないよう気を付けることが大切です。

◇マイナンバーについて

本学でアルバイトを行なった場合、マイナンバーの提示が必要となります。マイナンバーカード（又はマイナンバー通知書）は、各人の責任により厳重に管理してください。他の会社等でアルバイトを行なった場合も同様です。

11. 厚生施設

1号館1階の学生ホールに、大学生協みやぎインターカレッジコープの食堂・売店があります。各階のホールにも自動販売機が設置されていますので利用してください。

◇食 堂

○「安くておいしい」をモットーに、学生の希望の多いメニューを揃えて需要に応じています。

営業時間と主なメニューは次の通りです。

- ・営業時間…平日11：30～13：00（オーダーストップ）
- ・メニュー…うどん、そば、ラーメン、カレー 等

昼食時間を中心に食堂は大変混雑しますので、食事が済んだら次の利用者のために席を空けてください。また、本やノートによる座席確保はしないこと。

○野菜の日について

栄養バランスの向上を目的に、月1回程度野菜の日を設け、食堂・売店での昼食利用者に無償でサラダ等を提供しています。実施日には食堂や売店に提示していますので是非ご利用ください。

◇売 店

日用品、書籍（教科書を含む・大学生協の加入者は割引になります。）、文房具・パン・菓子類・弁当・はがき・切手などを販売しています。その他、ジュース類の自動販売機も置いてあります。営業時間は次の通りです。

- ・営業時間…平日 10：00～14：30（学校行事により土・日に営業することもあります。）

◇学生ホール・ウッドデッキ

食堂・売店に隣接し、友人との待ち合わせや語らいの場となっています。

◇2・3・4階ホール

コーヒー・ジュース類の自動販売機もあり、ソファでくつろげます。4階はテーブルも置かれ、ミニ食堂として昼食時に利用する人も多いようです。

12. キャンパス・ルール

学生生活をしていくうえでの約束ごとをお互いによく守って、キャンパスライフを楽しんでほしいと思います。

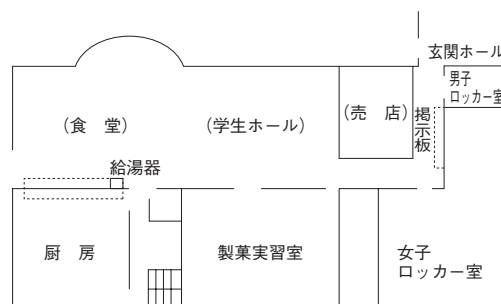
◇上履き・体育館シューズ

校舎内はすべて土足禁止になっています。指定の上履きを使用してください。（取り違えを防ぐため**学籍番号または名前は必ず記入**）。上履きは各自のロッカーの中に入れてください。（床置は禁止）破損等の場合は上履き等は売店で取り扱いしていますので、購入してください。（スリッパは禁止）

◇ロッカー

学年始めに、各自のロッカーを指定します。指定された自分のロッカーは**鍵をかけて使用**すること。ロッカー室は共同施設です。教科書・制作物等は各自責任を持って整理整頓をしてください。

※ロッカーの上に荷物を置かないでください。



◇印刷物配付

学外から印刷物の配付や掲示を依頼された場合には、必ず学生部（窓口は学生課）の許可を得てから、学外で配付・掲示すること。

◇学外諸団体への参加

学外の諸団体や運動などに参加する場合には、個人・団体を問わず、「学外活動願」を必ず学生部（窓口は学生課）に届け出ること。

◇試合等への派遣

部活動等で、試合その他で部員を派遣する場合は、「学外活動願」を学生部（窓口は学生課）に届け出て、所在・行動を明確にすること。

◇喫煙・飲酒

キャンパス内すべてで喫煙・飲酒は禁止です。

◇飲食禁止教室等

昼食時間に普通教室を利用して食事をすることは差し支えありません。ただし下記の特別教室等は飲食禁止です。

101、134、202、204、236、3階音楽室関係、視聴覚教室、音楽スタジオ響、215、237、242、244、事務室前ミーティングルームおよびソファ、介護実習室

◇携帯電話等（学内での充電は禁止）

授業中は、携帯電話の電源を切ること。（使用禁止）

なお、学外からの個人的な電話の取次ぎはしません。

学生ホール（食堂）に充電器を設置しておりますので、ご利用ください。

◇盗 難 等

学内では盗難・紛失等がないように特に次のことを守ってください。

① 貴重品は身につけておくこと。**各自ロッカーは必ず施錠して利用すること。**

※荷物が多く、ロッカーを施錠できない場合は、学生課に相談してください。

② 学内で盗難等に遭った場合には学生課へ届け出てください。「被害届」（用紙は学生課）は必要事項を記入しキャリア開発総合学科はゼミ担任、保育学科は担任の押印後学生課に届け出ること。

◇紛失・拾得物

学内で金銭・物品等を拾得した時、また持ち物がなくなった時は、すぐ学生課に届け出てください。拾得物は、学生課の陳列ケースに展示保管し、持ち主が判明した場合には本人に返還します。

なお、半期ごとに、紛失・拾得物は破棄致します。

◇インターネット利用時のマナーについて

SNS、電子掲示板、ブログなどは、不特定多数の人が閲覧します。

自分を守るためにも、個人情報の発信には特に注意しましょう。また、他者への配慮も心がけ、節度を持った利用をしてください。

◇wi-fiについて

wi-fiアクセスポイント一覧

210 SEIWA-AP210-2	209 SEIWA-AP209-2	207a SEIWA-AP207a-2	207b SEIWA-AP207b-2
204 SEIWA-AP204-2	203 SEIWA-AP203-2	201 SEIWA-AP201-2	221(視聴覚室) SEIWA-AP221-2
301 SEIWA-AP301-2	303 SEIWA-AP303-2	図書館 SEIWA-APlib-2	

パスワード：seiwa373552

◇薬物乱用防止について

薬物は精神、身体の両面を致命的に破壊します。

犯罪や事故に巻き込まれるなど人生にとってかけがえのないものを失ってしまいます。

薬物には自ら近づかないこと、望まない行為ははっきり断わる、強い意志を持つことが大切です。

◇不審な団体からの勧誘について

団体名など正体を隠し、サークル活動などを装い近づいてくる団体があります。

これらの団体は正体を隠して勧誘し、入会した人を徐々に、自分たちの団体活動へ引き込んでいこうとします。このような団体に入会しないよう、十分注意してください。

不審な団体からの勧誘を受けた場合は、学生課まで相談してください。

◇学内での政治活動

学生には選挙権が付与されますが、学内での政治活動は一切禁止です。

13. 仏教青年会

仏教青年会は、会則に示すように全学園組織で、その中に短大部がおかれています。勤行や仏教行事を通じて仏教精神を更に深く探求し実践する活動を行います。

◇組 織

学生会組織に準じて委員長・委員を選任し実際の運営に当たる。

部会長 1 名（教職員）、委員長（学 生）

委 員 各クラス・ゼミから2名（学 生）

◇会 費

学生1人年額200円を納入する。

◇行 事

短大で行われる仏教行事には全学生が参加。

降誕会 精霊会 成道会 涅槃会

14. 学生会と課外活動

◇学生会について

学生会は全学生による自治的な活動組織です。学生相互の親睦と学生生活の充実を目指して様々な活動を行っています。また、学生の地域活動や地域貢献、ボランティア活動などを積極的に促進する活動もしています。

年間スケジュールとしては、

- ・ 4月…新入生歓迎会
- ・ 5月…部・同好会結成支援
- ・ 10月…聖翔祭（大学祭）
- ・ 1月…総会
- ・ 3月…卒業生への記念品贈呈 などがあります。

これらの行事を企画しその運営の中心を担っているのは、会長・副会長・書記・会計の執行部と各クラスやゼミを代表する委員によって構成される学生会役員です。

皆さんはこれらの行事や各種部活動に積極的に参加して、短大生活を楽しく有意義に過ごしてください。

① 部・同好会活動

キャンパス・ライフをより楽しく、より充実させるものとして部・同好会活動があります。学生会は、部の設立と盛んな活動を応援しています。

目的のはっきりしたグループが部として認められれば、学生会から運営費が支給されます。まず、5名以上のメンバーで同好会からスタートしましょう。そして、6か月以上経過し、継続的かつ実質的な活動をしたら学生会会長に部昇格の申請書を出します。役員会の承認を得れば、正式に部となります。

昨年は女子バレーボール部、球技系サークル、ストリートダンス部、よさこい和敬、バドミントン部、軽音楽部、ハンドメイド部、現代視覚文化研究会、保育サークルゆめパレット、ビューティーサロン部、バスケットボールサークル、すずめ隊、日本文化研究所天っ日など13団体が活躍。みなさんの積極的な参加を期待しています。

② 聖翔祭（大学祭）

毎年10月下旬に、学生主体の大学祭「聖翔祭」を開催しています。各クラスやゼミから複数名のスタッフで組織した聖翔祭実行委員会と学生会が中心になって、企画・運営を行います。クラス・ゼミ・部・同好会・有志など多数の参加があります。1名からの参加も受け付けます。

企画内容は、学則を侵さず設備を損なわない範囲内において自由です。作品展示・研究発表のほか、ハンドベル演奏、チャイルドアイランド、すずめ踊り、模擬店、喫茶店、ゲームなど多彩に繰り広げられています。

例年、本学に芸能人を招いています。いつものアリーナが、この日だけは特別な熱気に包まれます。学生生活最良の思い出となるよう、みんなで盛り上げていきましょう。

◇課外活動について

ボランティア活動に参加した場合、活動後すぐに指定用紙（ボランティア報告書）に記入し学生課に提出してください。用紙は学生課窓口にあります。

15. その他

◇災害対応について

災害はいつ起こるかわからないので、万が一の場合、冷静に行動できるよう普段から心掛けが必要です。

(1) 地震が発生したら

- ・ 落ちてくる物や倒れてくる物などから身を守り安全を確保する。
- ・ 慌てず火を消す。
- ・ 揺れの合間を見て、窓や戸を開け避難口を確保する。
- ・ 災害時（震度6弱以上等）には、N T Tの災害用伝言ダイヤルサービス「171番」などが稼動するので、家族や友人の安否確認や連絡などに活用できる。
- ・ ラジオなどで正しい情報をつかむ。

- ・危険な場所に近寄らない。
 - ・余震に注意する。
- (2) 火災が発生したら
- ・火災報知器で通報し周囲の人に知らせる。
 - ・バスプール、グラウンドへすみやかに避難する。
 - ・日頃から非常口、消火器の場所を確認しておくこと。
- (3) 交通事故が発生したら
- ・被害状況を確認する。
 - ・救急車の手配など負傷者の救護。
 - ・警察への事故の報告をする。
 - ・相手方の連絡先などを確認する。
 - ・自宅や保護者・短大に連絡する。
 - ・その場で示談にしない。
- (4) 災害対応マニュアルの活用
- 全学生に「災害対応マニュアル」を配付しています。災害発生時の対応内容について記載していますので、必ず熟読してください。

◇安否確認システムについて

災害時には、クラスルームの掲示板で安否確認を行います。災害発生後はクラスルームの掲示板をこまめに確認してください。

◇「災害伝言ダイヤル」の活用

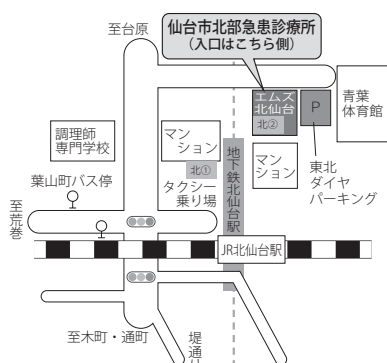
災害時の伝言サービスはNTTの災害用伝言ダイヤルのほかにも、携帯電話サービス会社各社からも提供されています。日頃から家族間でどのサービスを利用して安否確認を行うか話し合っておいてください。

◇災害への備え・対応について

- ①ライフライン遮断に備え、飲料水、食料を備蓄（3日間程度）しておく。備蓄品は災害対応マニュアルの非常持出袋一覧を目安としてください。
- ②ラジオ等により交通、道路、ライフラインの状況等について情報収集を行う。
- ③必要に応じて事務部、ゼミ担任に情報提供を依頼する。
- ④アパート等に一人住まいで自室や設備に損傷があった場合は、入居契約先に連絡し修理等を依頼する。

◇夜間や休日に、けが・急病になった場合

1. 夜間、休日でも大学近隣に受診可能な急患センターがあります。



【北部急患診療所】

<http://www.sendai-emsf.jp/hokubu.html>

住 所 仙台市青葉区堤町1丁目1-2

エムズ北仙台2階

電 話 022-301-6611

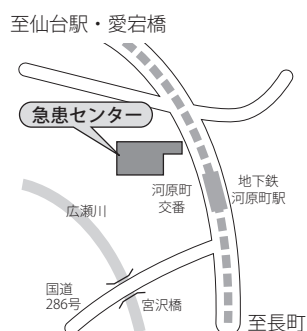
内科・外科	平日	19:15～23:00
	土曜	14:45～23:00
	日曜・祝日	9:45～12:00
		13:15～17:00 18:00～23:00

【急患センター】

<http://www.sendai-emsf.jp/kyukan-c.html>

住 所 仙台市若林区舟丁64-12

電 話 022-266-6561



内 科	平日	19:15～翌7:00
	土曜	14:45～翌7:00
	日曜・祝日	9:45～12:00 13:15～17:00 18:00～翌7:00
外 科	平日	19:15～23:00
	土曜	14:45～23:00
	日曜・祝日	9:45～12:00 13:15～17:00 18:00～23:00
整形外科・婦人科 眼科・耳鼻咽喉科	日曜・祝日	9:45～12:00 13:15～17:00

2. 家族から離れて生活する方で、けがや病気が重症と思われるで自分で判断できない場合

○ まず、家族に電話し相談

○ 家族と相談できないほど体調が悪い場合は、119番に連絡（救急車要請）

※但し、軽傷で救急車をタクシー代わりに利用することはやめてください。本当に必要な方が利用できないこととなります。